

# 釧路市駐車場整備計画

(概要版)

平成21年3月

北海道釧路市

# 1. 駐車場整備計画策定の概要

## 1.1 計画策定の目的

釧路市は、北海道の東、太平洋岸に位置し、行政、商業、業務、文化等の高次都市機能の集積が進むとともに、鉄道、港湾、空港の交通の要衝となり、東北海道の中核・拠点都市として発展してきた。

JR釧路駅を中心とする都心部では、モータリゼーションの進展と多様な都市機能の集積による来街機会の増大から、昭和47年に駐車場整備地区を指定するとともに平成6年には区域の拡大を行い、駐車需要の増大と路上での駐車待ち、違法路上駐車による交通渋滞発生の解消に向け対応をしている。しかしながら、近年の自動車保有の増加と、駐車需要に対する利便性の低さ、あるいは集客機能に見合った駐車施設の供給不足などから、一部の地域においては恒常的な違法駐車も散見され、道路機能の低下や交通安全上の問題を招いている。さらに、今後の都心部の活性化やまちづくり上からも駐車場の適正配置が課題となっている。

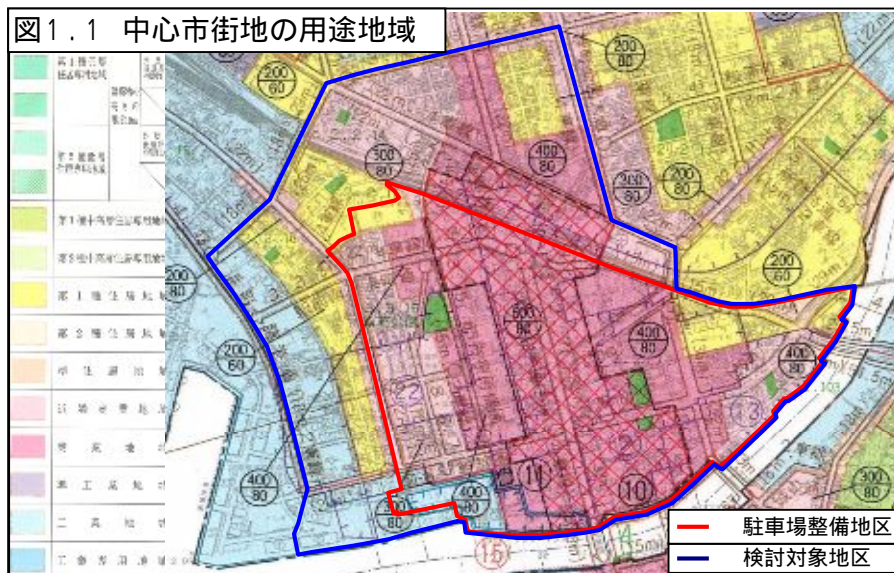
一方、釧路圏では、移動交通手段である車の依存率が他都市圏と比較して高い状況にあり、昨今の大型店の郊外進出や消費者ニーズの多様化などから、都心商業機能の低下が顕著となり、これまでの駐車需要の動向に大きな変化が生じている。このため、駐車場整備地区内及びその周辺地区における当市の駐車需要の実態について、「釧路圏総合都市交通体系調査(平成14年3月;北海道、以下”交通体系調査”）」での調査や将来駐車需要の予測及び平成19年度に実施した駐車場の実態調査を踏まえ、駐車場の適正配置や附置義務条例の再検討をはじめとする駐車場整備に関する対応方針及び基本施策の検討や立案を行い、総合的な交通体系の形成に資する駐車場施設整備に関する基本計画を策定することを目的とする。

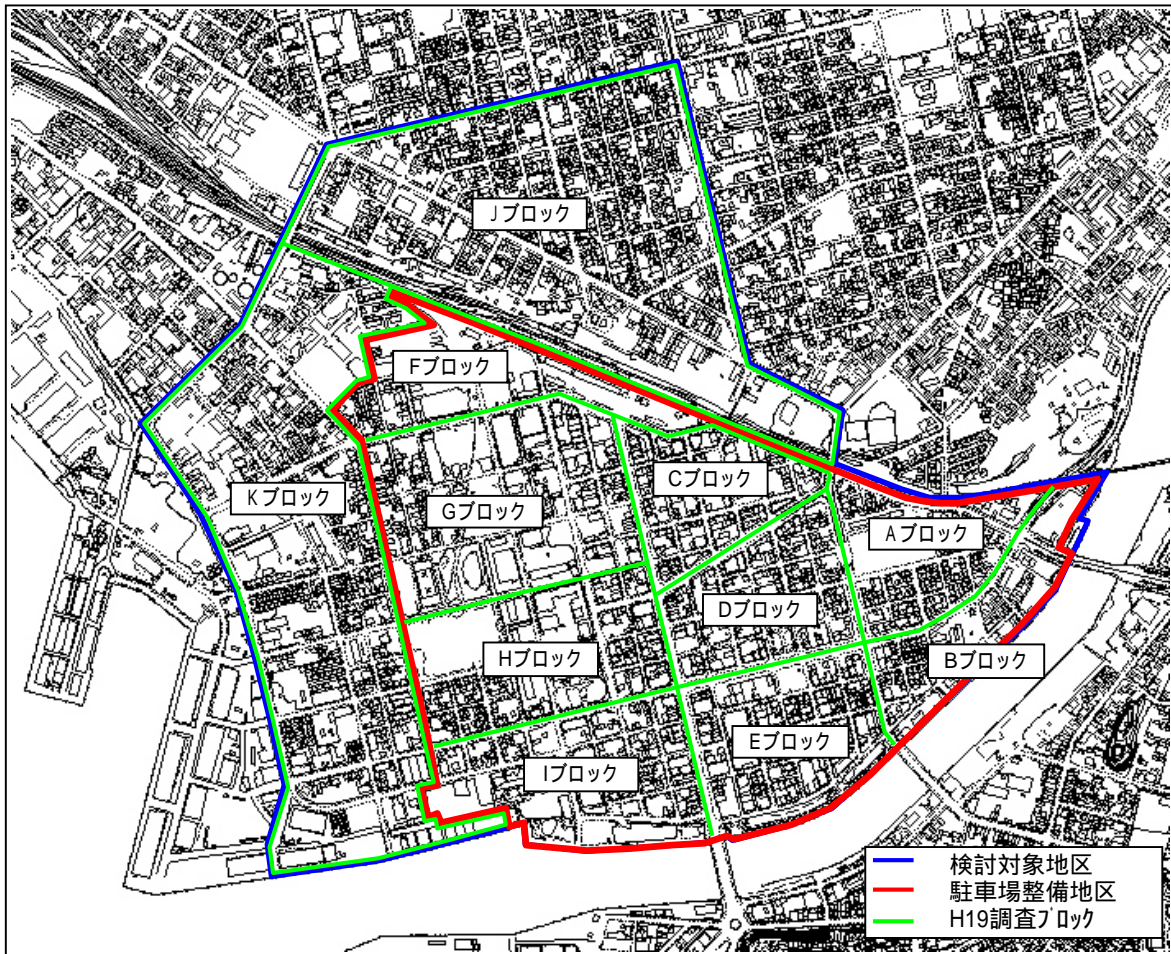
## 1.2 駐車場整備地区及び検討対象地区

釧路市では、昭和47年に中心市街地周辺の約85haの区域を駐車場整備地区に指定している。昭和47年には一定規模以上の建築物に駐車施設の附置を義務づける「釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」(平成8年一部改正)を制定し、駐車場整備地区や商業地域、近隣商業地域を対象に附置義務駐車場の確保を図ってきた。

また、平成6年には、近年の車社会の進展に伴う交通混雑や土地利用の変化に対応するために駐車整備地区の見直しを行い、約109haに変更している。

「交通体系調査」において、駐車場整備地区を含む約198haの区域(以下、“検討対象地区”)について、駐車場の需要・利用状況等の実態調査を行っており、将来の需要動向等を検討している。駐車場整備計画策定にあたり、近年の中心市街地における空洞化の進行や土地利用動向、少子高齢化の進展、人口減少等の状況を反映させるため、平成19年に駐車場整備地区内を9ブロック、対象地区内で駐車場整備地区外となる地区を2ブロックに分けて駐車場の実態調査を行った。





### 1.3 目標年次及び基本的な方向性

#### 1) 目標年次

釧路市駐車場整備計画は、「交通体系調査」及び「釧路市都市計画マスタープラン」との整合を図り、目標年次を平成32年(2020年)とする。

#### 2) 基本的な方向性

駐車場整備地区内において、安全で円滑な道路交通を確保し、また中心市街地活性化の観点からも、総合的・計画的な駐車場の設置が必要と考えられる。このため、駐車場整備計画策定の基本的な方向性を以下のとおり定める。

既存駐車場の有効活用

公共・民間の適切な役割分担による駐車場整備

駐車施設の計画的な整備促進

中心市街地活性化の観点からニーズに対応した駐車場の確保

## 2. 駐車の現況把握

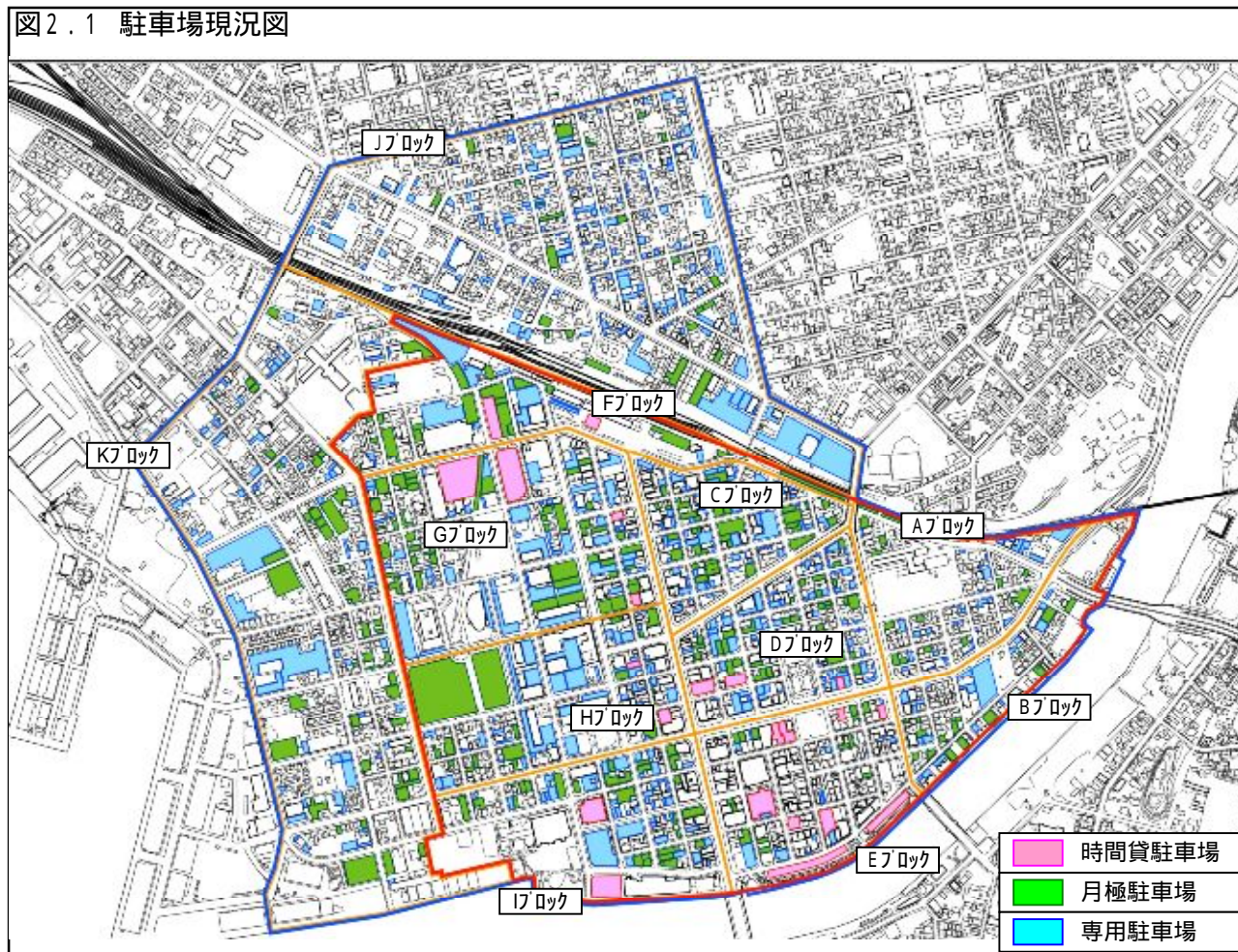
### 2.1 駐車場の状況

運用区別駐車場箇所数及びマス数

		平成19年調査			
		全体	時間貸	月極	専用
検討対象地区内	箇所数	871	22	306	543
		100.0%	2.5%	35.1%	62.3%
	駐車マス	17,034	2,328	6,310	8,396
		100.0%	13.7%	37.0%	49.3%
駐車場整備地区内	箇所数	583	22	228	333
		100.0%	3.8%	39.1%	57.1%
	駐車マス	12,437	2,328	4,786	5,323
		100.0%	18.7%	38.5%	42.8%

平成19年釧路市調べ

図2.1 駐車場現況図



### 3. 駐車場の需給バランスと目標量

#### 3.1 駐車場の現況需給バランス

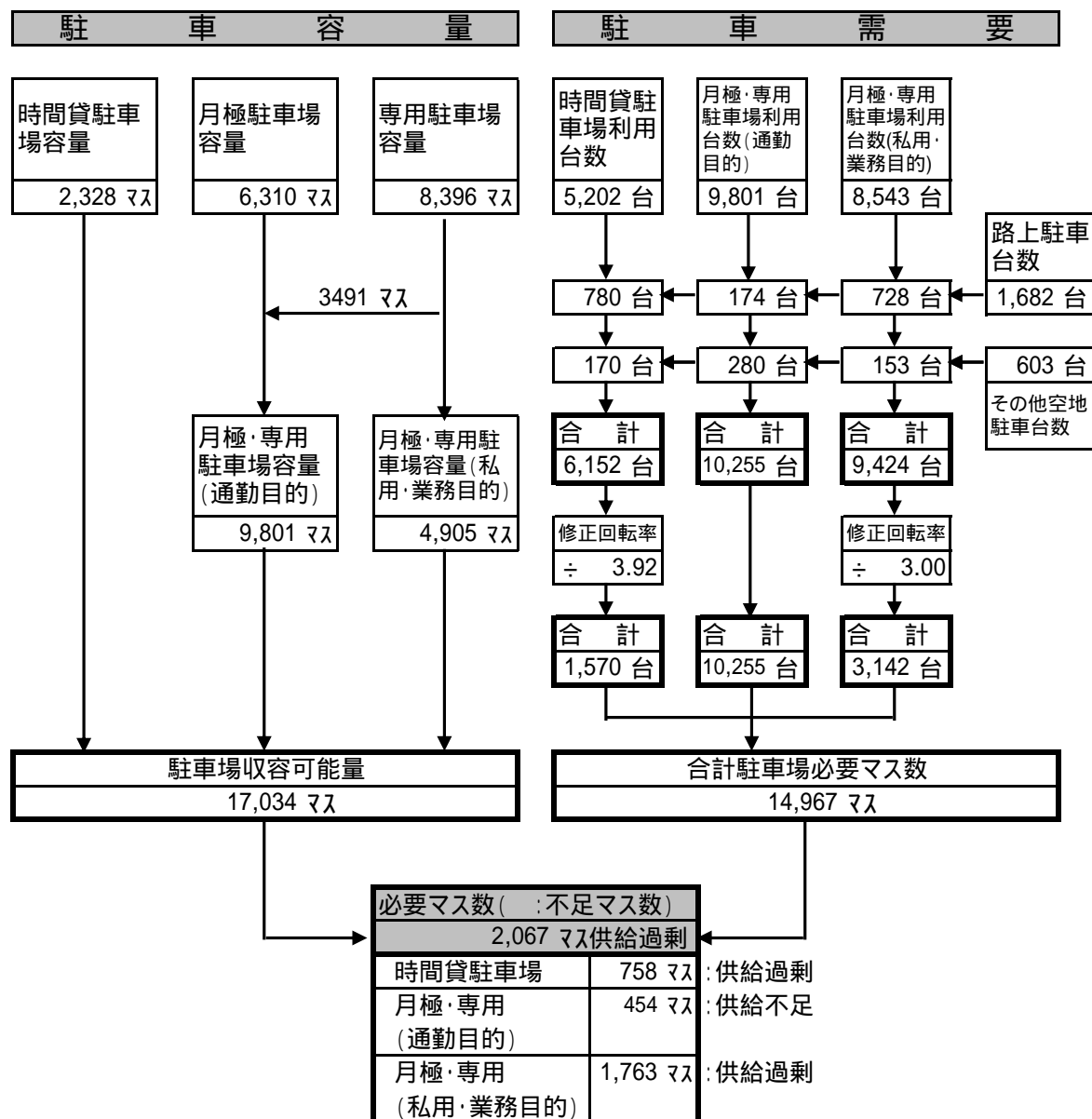


図 3 . 1 現況の需給バランス



## 4 駐車場の整備に関する施策

### 4.1 駐車に関する課題への対応の基本方針

駐車場対策については、違法駐車に対する指導や取締り、広報活動などソフト的な対策と駐車場施設の供給といったハード的な対策との十分な連携のもとに、行政、企業、市民などによる多角的な取組みが必要である。

平成32年における釧路市都心地区及び周辺地区での駐車需要の推計結果からは、駐車場の不足は生じないと考えられるが、駐車場整備地区内で駐車場として利用されている土地については、再開発をはじめとする新たな土地利用展開も想定されるため、既存駐車場の有効利用などの施策を総合的・効率的に展開し、多様化する自動車社会に対応し、もって効率的で調和のとれた総合交通体系の形成に資することを基本方針とする。

また、駐車場整備地区については、現在JR釧路駅南側の109haが指定されているが、将来駐車場の需給推計等を勘案すると、駐車場整備地区を拡大する必要性は低いと考えられることから、現状の区域を維持し、将来的な開発計画等を見据えた上で、既存駐車場の有効活用と利用者ニーズにあった整備を進めることとする。

### 4.2 駐車施設整備に関する施策

#### (1) 既存駐車場の有効活用

- ・官公庁や金融機関等の駐車場の祝祭日における一般解放の継続実施。
- ・商店街が進めている共通駐車券システムについて、駐車場の新規加盟の促進と料金システムの改善(加盟参加店による駐車サービスの標準化)、商店街のポイントカード(ICカード)システムと駐車場との連携による利用者の利便性向上を推進する。
- ・共通駐車券システムに加盟している駐車場の案内情報の提供(チラシ、携帯電話による情報発信の検討)を図る。

#### (2) 駐車場の適正配置

将来の需給バランスの推計結果から、現在の駐車場が全て運用されているとした場合、駐車場不足は生じないと考えられる。しかしながら、時間貸駐車場については、駐車場整備地区内でも東側のA、B、Cブロックには存在しないなど、ブロックによる偏りも見受けられる状況である。また、Cブロックに隣接するFブロックは、都心部の拠点の一つであるJR釧路駅を含むブロックであるが、時間貸駐車場は2箇所129台分と全体の5%程度の供給量に留まっており、特にJR釧路駅周辺においては、観光客等のニーズの高まりや、現在検討中である釧路駅周辺再整備の進展により駐車需要の増加も考えられることから、民間が整備するものと公共が整備するものとの適正化に配慮し、駐車場の適正配置を推進する。

##### 1) 公共駐車場の適正配置

・時間貸駐車場は、現況の利用実態ならびに将来の駐車需要推計においても、供給量が需要量を上回っている。現況の公共時間貸駐車場(市営)については、「中心市街地グランドデザイン(平成18年度:釧路市)」における中核商業ゾーン、文化・交流ゾーンにあたる駐車場整備地区内南側のE・Iブロックに設置されており、Eブロックの釧路川右岸駐車場は202台、Iブロックの釧路錦町駐車場は509台、合計711台の供給量がある。推計上は、公共駐車場が廃止となった場合でも、供給量が需要量を上回っており、需給バランスに問題はないと想定されるが、公共駐車場については民間駐車場と役割分担しつつ、配置される必要がある。また、現況の民間駐車場は平面駐車場がほとんどであることから、土地利用転換の可能性も想定され、営業の継続性が担保されないことから、現時点において、公共駐車場を廃止することは困難であると考えられる。したがって、公共駐車場については、今後活性化の事業状況や土地利用動向を注意深く見据えた上で、公共駐車場のあり方を検討する必要があると考えられる。

中心市街地のもう一つの核である駅南地区商業ゾーンにあたるFブロックには、現在、公共駐車場は設置されていない。公共駐車場は、民間施設との競合を避ける必要があるが、駐車場整備地区内における適正配置や今後の駐車需要動向を勘案し、必要に応じて、検討中である釧路駅周辺再整備において公共駐車場の位置付けを図る。

## 2) 民間駐車場の適正配置

・商業機能等の集積する都心地区では、利用者のドアツードア指向の要望に応えるため、駐車場の適正配置や商業者等による利便性の高い共同駐車場の確保を図ることが必要であると考えられる。現状においても、多数の飲食店等が集積するEブロックには、時間貸し駐車場の4割が集中し、利用されていることから、今後も駐車需要に対する民間駐車場の役割は大きく、駐車場利用者の特性を踏まえた整備が必要と考えられることから、民間による駐車場整備については、国等の補助制度や融資制度等の積極的な活用を促し、民間での駐車場整備の促進を支援する。

## (3) 附置義務制度の適切な運用と荷捌き施設の確保

・駐車施設の附置義務制度は、駐車需要を発生させる建築物の建築主に対し、条例により建築物の規模に応じた一定の自動車の駐車のための施設を設置することを義務づけたものである。釧路市においても、昭和47年に「釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を制定しており、平成8年には条例の一部改正をおこなっている。しかしながら、平成8年の条例改正では、表現の整理が主体であり、駐車施設に関する基準値等は条例制定時のまま、既に35年以上が経過し、この間の交通環境や社会情勢の変化に対応したもとはなっていない。また、附置義務制度に関する条例のひな型となる「標準駐車場条例」では、附置義務駐車施設の算定法が変更されるとともに、現行の条例には規定のない荷捌き施設に関する附置条項の追加などの改正がおこなわれている。

さらに、「北海道福祉のまちづくり条例(平成9年)」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年)」の制定など、駐車場を含めた施設のバリアフリー化の推進が求められている。

以上のことから、現行の「釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」について、公共施設をはじめ建物を建築する者が、自らの集客規模に見合った駐車施設を設置するよう附置義務駐車施設の算定基準及び算定法を変更するとともに、バリアフリー化の推進のため、車いす利用者のための駐車施設の設置規定や荷捌きのための駐車施設確保を促進する規定を盛り込んだ条例改正をおこない、必要な駐車施設の効果的な設置を推進する。

## (4) 公共交通機関の利用促進による駐車環境の改善

・平成32年の推計では、時間貸し利用の需要が若干増加することが予測されている。また、中心市街地の活性化等によって、さらに駐車需要が増加することも考えられ、都心部の交通環境の悪化を招くなどの弊害や、需要増に対応した供給増によって駐車場が拡大し、都心部の土地利用の高度化に影響を及ぼすおそれもある。したがって、鉄道やバス利用の利便性を高め、乗用車から他の交通機関への利用転換を促すことで、駐車需要を軽減、環境改善を推進する。

## (5) 「中心市街地活性化基本計画」との連携

・現在、釧路市では「中心市街地活性化基本計画(以下、基本計画)」を策定中であり、基本計画の原案において駐車場整備地区は基本計画の区域内となっていることから、基本計画の実施によって中心市街地の活性化が図られることで、今回の駐車需要予測を上回り、交通環境が悪化することも考えられる。

したがって、今後の中心市街地の活性化、フィッシャーマンズワープMOOや幣舞橋などを中心とした都市観光への対応などを勘案し、将来的な駐車需要の動向を見極めながら、前述した駐車場の施策を適切に進めるとともに、必要に応じて北大通周辺における路上駐車場の設置を含む公共駐車場の検討を行うこととする。